

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第20条の2第2項の項中「第8条」を「第8条及び第9条の2」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「労働基準法第67条の規定による育児時間」を「勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇」に改め、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該育児時間」を「当該特別休暇」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「（以下「育児休暇」という。）」を「又は介護時間」に、「育児休暇の」を「当該特別休暇又は当該介護時間の」に改め、同条の

次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項

に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の3及び第15条の4を削る。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等)

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、規則で定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次

の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置
- (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第１７条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、規則で定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、規則で定めるところにより、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の４ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 2 0 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。